

令和2年第2回 湧別町農業員会総会議事録		
1. 会 期	令和2年2月28日(金)	13時30分 開会 14時05分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 5	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 6	議案第3号 湧別町農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する規程の制定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治		8 児嶋 和美
9 松橋 聡	10 藤井 浩行		12 中原 修
		15 松浦 敬貴	16 本間 保利
	18 小崎 勝敏		20 渡辺 健一
	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
7 友澤 勇司	11 山口 一行	13 安藤 弘司	
14 秋葉 宏之	17 如澤 寿生	19 栗田 淳	
21 越智 淳一			
6. 事務局			
事務局長	池田 孔紀	主 幹	宮本 則幸
主任	國分 昌宏		

議 長	<p>定刻になりましたので、只今から令和2年第2回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、18名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の議事録署名委員については、18番 小崎委員、20番 渡辺委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和2年1月23日に開催されました令和2年第1回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>2月7日(金)コミュニティーセンター1階大会議室におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに松浦委員が出席しております。</p> <p>2月13日(木)湧別町農協本所におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに中原委員、松橋委員、本間委員、鈴木委員、友澤委員が出席しております。</p> <p>本日、令和2年第2回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第1</p>

事務局

8条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において4件提出されております。

内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。

番号1番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は18,821㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年1月27日から令和8年5月1日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年2月13日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は52,738㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成28年1月27日から令和8年1月26日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年2月13日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をした者、川西、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、川西、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は川西●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は20,008㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年2月28日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年2月13日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をした者、福島、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、東、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は36,701.89㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年2月26日から令和5年2月25日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年2月7日に合意解約

事務局	<p>に達したものでございます。 (別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをご覧下さい。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が3件、賃借権が29件が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の5ページをご覧下さい。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。</p> <p>所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計3筆で合計面積は18,821㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。</p> <p>所有権移転の時期でございますが、令和2年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,541,000円でございます。 (別冊資料1ページにより位置説明)</p>

事務局

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は72,746㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,980,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、福島、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計6筆で合計面積は36,701.89㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年2月28日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年10月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,037,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして議案書の6ページをご覧ください。賃借権でございます。

はじめに番号1番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●で面積は10,856㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は54,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、北見市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、栄町●●番●で面積は5,670㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は34,000円でございます。

事務局

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●の内外計2筆で合計面積は15,095㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は90,000円でございます。

(別冊資料6・7ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は41,754㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和2年11月30日までの1年間となっております、賃貸価格は250,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計5筆で合計面積は34,739㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は90,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計9筆で合計面積は59,670㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は358,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号7番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内で面積は14,850㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は89,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして番号8番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は81,311.04㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は325,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして議案書の7ページをご覧ください。番号9番、利用権の設定をする者は、福島、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計4筆で合計面積は47,111㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は188,000円でございます。

(別冊資料13・14ページにより位置説明)

続きまして番号10番、利用権の設定をする者は、福島、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、福島、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計2筆で合計面積は48,585㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は194,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号11番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計3筆で合計面積は38,716㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は174,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして番号12番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は15,783㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は78,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして番号13番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計2筆で合計面積は11,385㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は56,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして番号14番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計5筆で合計面積は27,014㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は135,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

事務局

続きまして番号15番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●の内外計2筆で合計面積は9,759㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は39,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして議案書の8ページをご覧ください。番号16番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計18筆で合計面積は95,153.15㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は353,000円でございます。

(別冊資料21・22ページにより位置説明)

続きまして番号17番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計7筆で合計面積は44,728㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は186,000円でございます。

(別冊資料23・24ページにより位置説明)

続きまして番号18番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計3筆で合計面積は33,397㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和

事務局

6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は62,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして番号19番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計2筆で合計面積は13,525㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は81,000円でございます。

(別冊資料26ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧ください。番号20番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計17筆で合計面積は45,311.92㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は260,000円でございます。

(別冊資料27ページにより位置説明)

続きまして番号21番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、東芭露●●番●の内外計3筆で合計面積は23,465㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は80,000円でございます。

(別冊資料28ページにより位置説明)

続きまして番号22番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、志撫子、●●●●●さんでございます。

事務局

利用権設定に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計5筆で合計面積は12,633㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。
利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は25,000円でございます。
(別冊資料29ページにより位置説明)

続きまして番号23番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●外計3筆で合計面積は16,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は64,000円でございます。
(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして番号24番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計2筆で合計面積は5,370㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和4年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は37,000円でございます。
(別冊資料31ページにより位置説明)

続きまして番号25番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計2筆で合計面積は145,268㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は480,000円でございます。
(別冊資料32ページにより位置説明)

事務局

続きまして議案書の10ページをご覧ください。番号26番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計4筆で合計面積は44,899㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は224,000円でございます。

(別冊資料33ページにより位置説明)

続きまして番号27番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計10筆で合計面積は69,280㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は311,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

続きまして番号28番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計4筆で合計面積は16,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は100,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

続きまして番号29番、利用権の設定をする者は、富美、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は、富美●●番●外計12筆で合計面積は30,757㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和2年2月28日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は163,000円でございます。

(別冊資料36ページにより位置説明)

事務局	以上で説明を終わります。
議長	これから議案第2号の質疑を行います。 先に5ページ2番について質疑を行います。農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、5ページ2番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 ●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
	(●●委員着席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。次に7ページ10番について質疑を行います。農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。
	(●●委員退席)
	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、7ページ10番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されまし

	<p>た。</p> <p>●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に9ページ24番について質疑を行います。農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、9ページ24番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。
	<p>●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に9ページ25番について質疑を行います。農業員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから、9ページ25番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)

議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第2号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
小崎委員	<p>議案書8ページ18番の単価が他と比べ著しく安いのは理由があるのでしょうか。</p>
児嶋委員	<p>当該地は勾配がきつく使いにくい畑ですが、貸し手の方が価格が安くても構わないので貸したいとの理由から、このような契約となっています。</p>
小崎委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の11ページをご覧ください。議案第3号、湧別町農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する規程の制定について。湧別町農業委員会委員候補者評価委員会設置規程の一部を改正する規則を次のように制定するものであります。</p> <p>内容を説明致しますので議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>湧別町農業委員会の委員の選任に関する規則の第7条で、「農業委員候補者について、町長は湧別町農業委員会委員候補者評価委員会設</p>

<p>事務局</p>	<p>置規程に基づく湧別町農業委員会委員候補者評価委員会に委員候補者の評価に関する意見を求めるものとする。」となっています。</p> <p>本規程の第3条では町長が任命する評価委員を示しており、評価委員は、副町長、農政課長、農業委員会長、農業委員会長職務代理人、農業委員会事務局長の5名を任命しております。</p> <p>その内、農業委員会長と会長職務代理人は現職が候補者の場合、自分を評価する矛盾が発生し、適切な評価ができなくなります。</p> <p>そこで、近隣市町の評価委員体制を調査した結果、会長と会長職務代理人は含まれていませんでしたので、本規程を改正することにいたしました。</p> <p>改正内容は、近隣市町の規程を参考に、会長と会長職務代理人を除き、総務課長と農政課農政グループリーダーを加え、人数は変更せず5名体制としておりますので審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>小崎委員</p>	<p>農政課農政グループリーダーとは誰のことを指すのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在役場内ではグループ制を採用しており、農政課には農政グループの一つが存在します。グループ長というのは課長補佐職を言い、現在は山川主幹がグループ長であります。</p>
<p>小崎委員</p>	<p>今の件は了解しましたが、改正後はメンバーが全員公務員となりますが、選考に当たり支障はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>選考に関しては地域のバランスを最優先に考慮して審議することとなります。また、他の自治体の状況をあらかじめ調査しましたが、今回改正後のメンバーとほぼ同様であったことから審議には支障は生じないと考えます。</p>
<p>小崎委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、令和2年第2回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉会 14時05分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議長

署名委員

署名委員

